追加募集

令和７年度

田川市美しいまちづくり
広域清掃美化事業補助金募集要項

市民と行政が協働して美しいまちづくりを推進することを目的に、
市民活動団体が自主的に実施する広域清掃美化活動の費用の一部を
助成します。

申請期間

令和７年９月１日（月）～９月１９日（金）

提出・問い合わせ先

田川市　市民生活部　安全安心まちづくり課　市民協働推進係
〒825-8501　田川市中央町１番１号
TEL　　０９４７－８５－７１１３
E-mail　siminkyoudou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

この募集要項や補助金交付要綱、必要な様式等は、市のホームページからダウンロードできます。
https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/list00566.html

１　制度の概要

⑴　対象事業

市民活動団体が自主的に実施する事業であり、実施計画や収支計画が明確で、市道や市有地を活動に含み、令和７年度内に実施する環境美化活動。事業を実施する体制を有し、確実に遂行が見込まれ、事業の安全性に十分な配慮がある事業が対象です。

⑵　対象団体

補助金の交付対象となるのは、次のすべてに該当する団体です。

○満１８歳以上の構成員５人以上かつ過半数が市民(市内に勤務または在学する者を含む)により自主的に組織された団体または福岡県から認証を受けているＮＰＯ法人

○規約、会則などを定め、目的や活動の一つに清掃活動がある団体

※田川市市民活動団体登録が必要です。

⑶　対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、対象事業の実施に直接必要な経費です。

項　　目	内　　容
１　消耗品費	⑴　事務用消耗品（用紙及び封筒等） ⑵　清掃美化活動消耗品（軍手、草刈鎌、草刈機替刃、イベント用ごみ箱作成に係る消耗品等）
２　食糧費	飲料（参加者の水分補給用）
３　燃料費	草刈機又はそれに類する機器に使用する燃料
４　修繕料	備品の修繕
５　通信費	開催案内、お礼状等に係る切手、はがき等 ※別表に掲げる広域１及び広域２については補助しない。
６　備品購入費	草刈機又はそれに類する機器（購入単価が１０，０００円以上のものに限る。）※別表に掲げる活動Ｃ及び活動Ｄについては補助しない。

⑷　補助金の額

活動範囲や頻度により、限度額が定められています。（１，０００円未満切り捨て）

活動程度／活動範囲	活動Ａ：参加延べ人数60人以上かつ年間実施回数12回以上	活動Ｂ：参加延べ人数120人以上かつ年間実施回数8回以上	活動Ｃ：参加延べ人数500人以上かつ年間実施回数4回以上	活動Ｄ：参加延べ人数1,500人以上かつ年間実施回数3回以上
広域1	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外50,000円	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外50,000円		
広域2	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外80,000円	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外80,000円		
広域3	備品購入費150,000円 備品購入費以外100,000円	備品購入費150,000円 備品購入費以外100,000円	備品購入費以外150,000円	備品購入費以外400,000円
広域4	備品購入費150,000円 備品購入費以外150,000円	備品購入費150,000円 備品購入費以外150,000円	備品購入費以外200,000円	備品購入費以外500,000円

※活動程度の参加延べ人数において、乗用カート草刈機１台は５人相当で計算する。

※備品購入費の補助を受けた場合、その補助を受けた年度から５年を経過しなければ、次の補助の対象とならない。

⑸　活動範囲

次の表の左欄に応じ、右欄の基準を満たすものとします。

基準 活動範囲	公益性が認められる活動の範囲
広域1	市道延長１キロメートル以上又は市道延長の１メートルを１平方メートルに換算したものと備考に掲げる区域の合計が１，０００平方メートル以上
広域2	市道延長２キロメートル以上又は市道延長の１メートルを１平方メートルに換算したものと備考に掲げる区域の合計が２，０００平方メートル以上
広域3	市道延長３キロメートル以上又は市道延長の１メートルを１平方メートルに換算したものと備考に掲げる区域の合計が３，０００平方メートル以上
広域4	市道延長５キロメートル以上又は市道延長の１メートルを１平方メートルに換算したものと備考に掲げる区域の合計が５，０００平方メートル以上

備考：公益性があると認められる区域は、市有地・国土交通省に登録された「田川地区かわまちづくり」に係る区域・国土交通省が管轄する「水辺の楽校プロジェクト」に登録された「中元寺川水辺公園」に係る区域・その他特に市長が公共性があると認めた区域です。

２　申　請

⑴　申請期間

令和７年９月１日（月）から令和７年９月１９日（金）まで

⑵　申請書類

①　補助金交付申請書（様式第１号）
②　事業提案書（様式第２号）
③　収支予算書（様式第３号）
④　団体概要調書（様式第４号）
⑤　団体の規約、会則等
⑥　その他市長が必要と認める書類
※申請書類への押印は不要です。

⑶　提出先

市役所３階 安全安心まちづくり課 に提出してください。
書類不備の場合は受理できませんので、余裕をもって申請してください。

３　申請から報告までの流れ

９月１日～９月１９日　申請期間

審　査

採択（交付決定）

不採択（不交付決定）

補助金交付（概算払い）

※補助金交付請求書（様式第１３号）を提出してください。（概算払いを希望する団体は、申請書提出の際に申し出てください。）

事業の実施

※変更等が生じる場合、事業変更申請書の提出が必要になる場合があります。事前にご相談ください。
※写真、領収書等の活動記録を必ず残してください。

実績報告書の提出

※事業完了後１月以内または令和８年３月３１日までのいずれかの早い日までに提出してください。

補助金額の確定

※補助金の使途に問題があった場合等は、交付済みの補助金の全額または一部を返還していただきます。
※精算により、決定済みの補助金額より確定額が少なくなった場合、その差額を返還していただきます。

補助金交付

※補助金交付請求書（様式第１３号）を提出してください。（概算払いをした団体は、提出の必要はありません。）